

2024 年 9 月 20 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

【重要】お振込みの制限について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者宛てに振り込まれる事例が増加しています。

当行は、お客さま保護、および不正送金防止の観点から、2024 年 10 月 7 日（月）より、暗号資産交換業者宛てのお振込みに際し、振込依頼人名を変更してお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお取引

ATM、インターネットバンキング（NCB ダイレクト）および西日本シティ銀行アプリを利用した当行口座からのお振込みで、以下のお取引が対象となります。

《ご利用方法および制限対象のお取引》

ご利用方法	制限対象のお取引
ATM（当行・コンビニ ATM）	振込依頼人名を変更して暗号資産交換業者宛てにお振込みをする取引
NCB ダイレクト	
西日本シティ銀行アプリ	

《振込依頼人名の変更例》

口座名義	振込依頼人名	取引可否
ニシニッポン ハナコ	12345 ニシニッポン ハナコ	取引可
ニシニッポン ハナコ	ニシニッポン タロウ	取引不可
ニシニッポン ハナコ	フクオカ ハナコ	取引不可

2. 取扱開始日

2024 年 10 月 7 日（月）

以 上

本件に関するお問い合わせ先

ダイレクト営業室 TEL 0120-714-117

【受付時間】 平日 9:00～20:00 まで（ただし銀行休業日を除く）

2024 年 10 月 7 日以降の「お振込みの制限」開始のに伴い、振込規定に以下の項目を追加します。

対象となる規定	改定前	改定後（2024 年 10 月 7 日より改定）
振込規定	13. 預金規定等の適用 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取扱います。 14. この規定を変更する場合の取扱い （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	13. 預金規定等の適用 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取扱います。 <u>14. 振込資金の振込制限・謝絶</u> <u>当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の振込については、取引の全部または一部を制限またはお断りすることができるものとします。</u> 15. この規定を変更する場合の取扱い （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。